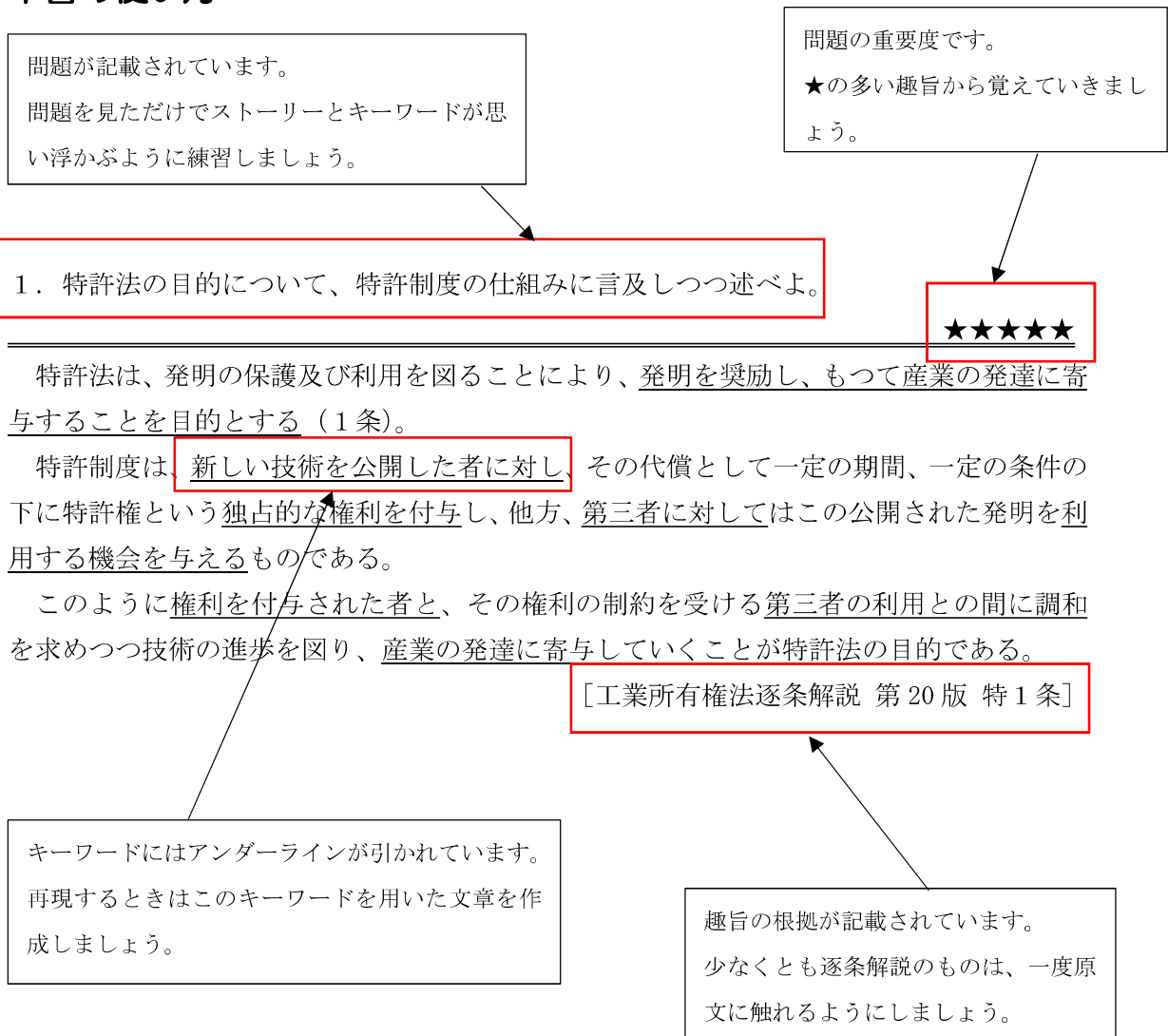


2018 年度 弁理士試験
青本講座 -知識編-

重要度一覧

- ★★★★★ 出題頻度も高く、理解と再現が必須
- ★★★★ それなりに出題頻度が高く、再現も要求される
- ★★★ 優先順位としては後回しだが、試験日までには再現できるように
- ★★ 余裕のない人は理解だけしておけば良い、
- ★ 一読して概要が何となくわかっていればOK

本書の使い方



特許法・実用新案法

1. 特許法の目的について、特許制度の仕組みに言及しつつ述べよ。

★★★★★

特許法は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする（1条）。

特許制度は、新しい技術を公開した者に対し、その代償として一定の期間、一定の条件下に特許権という独占的な権利を付与し、他方、第三者に対してはこの公開された発明を利用する機会を与えるものである。

このように権利を付与された者と、その権利の制約を受ける第三者の利用との間に調和を求めつつ技術の進歩を図り、産業の発達に寄与していくことが特許法の目的である。

[工業所有権法逐条解説 第20版 特1条]

2. 発明の新規性が特許要件とされている趣旨について説明せよ。

★★★★★

発明の新規性とは、発明が客観的に新しいこと、具体的には、発明が29条1項各号の1に該当しないことをいう。

特許制度は発明公開の代償として特許権を付与するものであるから、特許権が付与される発明は新規な発明でなければならない。

そこで、法は発明の新規性を特許要件として規定した（29条1項各号）。

[特実審査基準 第Ⅲ部 第2章 第1節]

3. 発明の進歩性が特許要件とされている趣旨について説明せよ。

★★★★★

法は、新規発明公開の代償として特許権を付与するため、発明の新規性を特許要件として要求する（29条1項各号）。

しかし、新規性を有する発明であっても、通常の人が容易に思いつくような発明に対して排他的権利である特許権を与えることは社会の技術の進歩に役立たないばかりでなく却ってさまたげとなる。

そこで、そのような発明を特許付与の対象から排除すべく、発明の進歩性を特許要件として規定した（29条2項）。

[工業所有権法逐条解説 第20版 特29条]